

事業継続特別支援金について

事業継続特別支援金について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業収入が減少した町内事業者の事業継続を目的とした支援です。

受付期間・場所

※備中西商工会での確認印を受けた申請書類一式を、産業観光課へご提出ください。

【受付期間】

令和2年7月1日（水）～10月30日（金）

月～金（祝日除く） 9：00～12：00 13：00～16：00

【受付場所】

7月1日（水）～7日（火）※3日を除く

役場 3階大会議室

3日（金）

役場 産業観光課窓口

8日（水）以降

役場 産業観光課窓口

※状況に応じて受付場所を変更する場合があります。

※感染症予防の観点から、会場内ではマスクの着用にご協力ください。

主な支援対象条件

❖ **矢掛町内**に主たる事業所を有する中小企業者、または小規模事業者（個人事業主※1含む）

❖ 令和2年4月1日時点で事業を行っており、今後も継続の意思がある事業者

❖ **令和2年1月から6月までのいずれかの月の売上が、**

前年同月と比較し20%以上減少している事業者 ※2・3・4

※1 事業を行う個人であって、主たる収入が給与・年金・不動産等でないもの。

※2 令和元年分（法人の場合は前事業年度）の確定申告書類と令和2年1月～6月の減収が証明できる売上台帳や帳簿の写しなどが必要です。

※3 事業継続期間が短く、前年同月比較ができない方については、特例措置があります。ただし、令和2年4月1日時点で開業している事業者が対象です。

※4 **令和2年1月～6月の売上高と昨年同期を比較して、売上減少額が支援金額に満たない場合は対象となりません。**

支援金額

小規模事業者
（個人事業主含む）

20万円

中小企業者

30万円

売上減少率が70%以上であり、
令和2年1月～6月の売上減少額合計が前年同期比
で2,000万円以上の中小企業者・小規模事業者

100万円

※1事業者あたり1回限り

お問合せ 矢掛町 産業観光課 ☎0866-82-1016

【受付時間】 月～金（祝日除く） 8:30 ～ 17:15

1. 対象となる事業者について

中小企業者・小規模事業者について

中小企業者・小規模事業者とは、資本金の額または常時使用する従業員数が下表に定める規模の方です。

主たる事業の業種（※1）	中小企業者		小規模事業者
	資本金の額	常時使用する従業員数	常時使用する従業員数
製造業・建設業 ・運輸業 その他の業種 (下段3業種除く) ※NPO法人含む	3億円以下	21人以上 300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	6人以上 100人以下	5人以下
サービス業 ※医療法人及び 社会福祉法人含む	5,000万円以下	6人以上 100人以下	
小売業	5,000万円以下	6人以上 50人以下	

※1 下記は卸売業・サービス業・小売業の業種内訳です。これ以外はその他の業種に分類されます。

卸売業	各種商品卸売業，繊維・衣服等卸売業，飲食料品卸売業，建築材料， 鉱物・金属材料等卸売業，機械器具卸売業，その他の卸売業
サービス業	放送業，情報サービス業，映像情報制作・配給業，音声情報制作業， 広告制作業，映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業，駐車場業， 物品賃貸業，学術研究，専門・技術サービス業，宿泊業，生活関連サービス業 (旅行業は除く。) ，娯楽業，教育，学習支援業，医療，福祉， 複合サービス事業，サービス業（他に分類されないもの）
小売業	各種商品小売業，織物・衣服・身の回り品小売業，飲食料品小売業， 機械器具小売業，その他の小売業，無店舗小売業，飲食店， 持ち帰り・配達飲食サービス業

❖対象となりうる方

- ・会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社）
- ・個人事業主（系統出荷による収入のみの個人農業者は除く）・医療法人 ・社会福祉法人
- ・特定非営利活動法人（以下、①・②の要件を満たすもの）
 - ①法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定する34事業）を行っていること
 - ②認定特定非営利活動法人でないこと

❖対象とならない方

- ・一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人
- ・学校法人 ・協同組合等の組合 ・政治団体 ・宗教組織及び団体
- ・風俗営業用の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4号及び5号に規定する営業（マージャン店・パチンコ店・ゲームセンター等）、同条に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行うもの
- ・その他、支援金の趣旨・目的等に照らして適当でないと町長が判断するもの

対象条件等について

矢掛町内の中小企業者・小規模事業者であり、前ページの対象となりうる方である場合、下記の要件に当てはまれば申請が可能です。

要件1（対象者について）

- 令和2年4月1日時点で事業を継続（開業）しており、今後も事業継続する意思がある
- 矢掛町内に主たる事業所（本社機能）がある
- 申請日時点で「資本金の額」又は「常時使用する従業員の数」が、基準以下である

要件2（収入について）

- 令和2年1月から6月までのいずれかの月の売上が、前年同月と比較して20%以上減少している
- 令和2年1月から6月までの売上高と昨年同期比の売上減少額が支援額以上である

要件3（その他）

- 町税の滞納がないもの
- 暴力団や暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないもの

★事業継続期間が短く比較対象の売上高がない場合は、**下記の方法で値を算出し、どちらの場合も基準以上であれば対象**となります。

【売上減少率の出し方】

- ① 令和2年1月から6月までの任意の売上減少月の売上高（A）と減少月直近2ヶ月売上高を合計して3で除し、3ヶ月の平均売上高（B）を算出します。
- ② 平均売上高（B）から任意の売上減少月の売上高（A）を減じた値を平均売上高で除し、100を乗じて売上減少率を算出します。
- ③ ②で算出された値が20%以上であれば対象になりうる事業者として判断されます。

$$\text{計算式} \quad (B - A) \div B \times 100 \geq 20\% \text{（小数点以下切捨て）}$$

【売上減少額の出し方】

- ① 上記【売上減少率の出し方】で算出した3ヶ月の平均売上高（B）から、任意の売上減少月の売上高（A）との売上減少額（差額）を出します。
- ② ①で出た売上減少額に6を乗じます。
- ③ ②で算出された値が、支援金額以上（中小企業者 30万円・小規模事業者 20万円）であれば対象になりうる事業者として判断されます。

$$\text{計算式} \quad (B - A) \times 6 \geq \text{支援金額} \left(\begin{array}{l} \text{中小企業者} \quad 30\text{万円} \\ \text{小規模事業者} \quad 20\text{万円} \end{array} \right)$$

2. 申請について

申請～交付の流れ

申請の流れ	場所	備考
①申請書類・添付書類準備		申請書設置場所 ・町ホームページ ・産業観光課 ・備中西商工会 ・各金融機関 (矢掛支店) ・JA晴れの国岡山 (矢掛支店)
②申請書類チェックシート・申請書類・添付書類を備中西商工会で内容確認	備中西商工会 (☎0866-82-0559)	
③書類一式と申請者の本人確認書類の写し(代理申請の場合は、代理人の本人確認書類の写しと委任状)をそえて提出	役場 産業観光課	
④審査	役場 産業観光課	内容の確認 等
⑤交付決定通知・振込		

申請についてのお願い

書類提出後の個別の審査状況・支援金振込日等のお問合せには対応いたしかねます。お問合せいただいてもお答えができませんので、予めご了承ください。

振込日については、交付決定通知をご確認ください。

申請書類・添付書類の内容によっては、審査にお時間をいただく可能性があります。書類不備のないようご注意ください。

必要な書類について

下記に記載した申請書類・添付書類に申請チェックシートをそえて提出してください。

添付書類についてご相談がある場合は、産業観光課（0866-82-1016）まで、事前にご連絡ください。

①申請書類

- 矢掛町新型コロナウイルス感染症対策事業継続特別支援金交付申請書 ※1
- 事業者規模について
- 誓約・同意書

②添付書類（※法人と個人事業主でご準備いただく書類が異なります。）

	添付書類
法人	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 平成31年1月～令和元年6月までの売上高等が確認できる確定申告書類の写し ※2 別表一・法人事業概況説明書（両面） <input type="checkbox"/> 令和2年1月～6月の各月の売上高がわかるもの（売上台帳等） ※3 <input type="checkbox"/> 申請者（法人名義）の口座通帳の写し（表紙・通帳を開いた見開き） <input type="checkbox"/> 申請人の本人確認書類（代理申請の場合は代理人の本人確認書類）の写し <p><u>代理人が申請する場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 委任状 <p><u>事業期間が短く前年と比較できない場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書の写し
個人事業主	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 前年分の確定申告書類の写し ※2 青色申告者：確定申告書B第一表 所得稅青色申告決算書（1, 2ページ） 白色申告者：確定申告書B第一表 <input type="checkbox"/> 令和2年1月～6月の各月の売上高がわかるもの（売上台帳等） ※3 <input type="checkbox"/> 申請者本人名義の口座通帳の写し（表紙・通帳を開いた見開き） <input type="checkbox"/> 申請人の本人確認書類（代理申請の場合は代理人の本人確認書類）の写し <p><u>代理人が申請する場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 委任状 <p><u>事業期間が短く前年と比較できない場合</u> <u>申告書に屋号の記載がない場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 開業届の写し

※1 産業観光課提出前に備中西商工会の確認を受けてください。

※2 確定申告書類は下記のいずれかをご用意ください。

- ・税務署の「収受日付印」があるもの
- ・「電子申告日時」が印字されたもの
- ・「受信通知（所得額の記載あり）」を添付したもの

※3 任意様式とします。

申請書の書き方 (例)

令和2年7月1日

矢掛町新型コロナウイルス感染症対策事業継続特別支援金交付申請書

矢掛町長様

住所を必ず記入してください

申請者 所在地又は住所 〒714-1201
岡山県小田郡矢掛町矢掛 3018
法人名・屋号 矢掛町株式会社
代表者職・氏名 代表取締役 矢掛 太郎
生年月日 T・S・H 20年 4月 1日
連絡先 (0866) 82 - 1016

捨印

印

(※法人の場合は、代表者の生年月日を記入のこと)

矢掛町新型コロナウイルス感染症対策事業継続特別支援金交付要綱第5条の規定により、事業継続特別支援金の交付を申請します。

1 事業者情報(申請日時点の情報を記入)

法人	主たる事業所の所在地	〒714-1201 岡山県小田郡矢掛町 矢掛×××番地		法人番号												
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	8	7	6	5
	本申請の担当者名	部署: 経理課	フリガナ 氏名: 担当	タントウ ジョウ 次郎	左記担当者の電話番号 (0866) xx - xxxx											
個人	事業所の所在地	〒 - 岡山県小田郡矢掛町		日中連絡の取れる電話番号(携帯) () -												
事業者規模		<input checked="" type="checkbox"/> 中小企業者					<input type="checkbox"/> 小規模事業者					※別紙の業種・資本金・従業員数からいずれかにチェックしてください				

2 売上減少率(20%以上であること)・売上減少額(申請支援金額以上であること)

小数点以下切捨

① 令和2年(1・2・ ③ ・4・5・6)月売上高 ※1	A:	505,000円	
② 前年同月売上高・前年売上高 ※2	B:月額	950,000円	C:年額 10,260,000円
③ 売上減少比率(B-A)÷B×100	(注)20%未満は対象外	46%	
④ 令和2年1月~6月の売上減少額合計(昨年同期比) ※3	(注)支援金額未満は対象外	2,310,000円	

※1 令和2年1月から6月までの任意の1箇月を対象月とし、その月の売上高をAに記入してください。

※2 個人事業主で青色申告の場合は実際の売上高を、白色申告の場合は年間売上高を12で割った額をBに記入してください。事業継続期間が短い場合は、①の月及び直近2箇月の売上高平均額をBに、Bに12を乗じた金額をCに記入してください。

※3 昨年1月~6月の合計売上高から令和2年1月~6月の合計売上高を減じた額を記入してください。

3 申請額(1, 2をもとにいずれかに○)

(小規模事業者) 20万円	(中小企業者) 30万円	(③が70%以上かつ④が2,000万円以上) 100万円
---------------	---------------------	------------------------------

4 振込口座(申請者名義のもの)

△〇 銀行・金庫・組合・農協	××支店・出張所	<input type="checkbox"/> 普通	<input checked="" type="checkbox"/> 当座	1	1	1	1	1	1	1
口座名義	フリガナ	ヤカチヨカチシカイヤ タ化ヨリマリヤ ヤカチヨ								
		矢掛町株式会社 代表取締役 矢掛太郎								

備中西商工会確認欄

上記の「1 事業者情報」及び「2 売上減少率・売上減少額」について、申請内容を確認しました。	印
--	---

矢掛町記入欄

審査	処理日	支払日	支払金額
			20万円
			30万円
			100万円

申請書の書き方

【申請者】

申請者について記入のうえ、押印してください。

法人の場合、生年月日については、代表者の生年月日をご記入ください。

【1 事業者情報】

法人の場合、主たる（本社機能を有する）事業所を記入してください。

申請者所在地と同じ場合は、「同上」と記載してください。

本申請の担当者名、連絡先も必ずご記入ください。

添付書類の「事業者規模について」で記入した内容と、当手引き「1. 対象となる事業者について」ページ内の「中小企業者・小規模事業者について」の表を参考に、事業者規模のあてはまる方（中小企業者または小規模事業者）へチェックをしてください。

※法人・個人の区別ではなく、事業者規模です。「常時使用する従業員数」が小規模事業者に該当する場合は、法人格であっても小規模事業者となります。

【2 売上減少率・売上減少額】

① 今年の売上台帳等から、対象となる月の売上高（A）を記入してください。

② 確定申告書類や法人事業概況説明書から、前年同月売上高（B）・前年売上高（C）を記入してください。

③ 計算式に従い、減少率を記入してください。

④ 昨年1月～6月の合計売上高から令和2年1月～6月の合計売上高を引いた額を記入してください。

※青色申告をしていない事業者（白色申告者）・住民税申告者は、各申告書の事業収入の額を使用します。

②の前年同月売上高（B）を算出する場合は事業収入の額を12で割り、④の昨年1月～6月の合計売上高を算出する場合は2で割ってください。

【3 申請額】

「1 事業者情報」で事業者規模が中小企業者、もしくは、小規模事業者であることが確認でき、「2 売上減少率・売上減少額」で要件（売上減少率 20%以上、昨年同期比の売上減少額が支援金額以上）を満たしていれば、支援金交付対象者です。小規模事業者であれば20万円、中小企業者であれば30万円に○をつけてください。

なお、「2 売上減少率・売上減少額」にて、売上減少率70%以上であり、売上減少額が2,000万円以上であれば、100万円に○をつけてください。

【4 振込口座】

振込口座は申請者本人の名義に限ります。法人であれば、法人名義の口座としてください。

※作成後、添付書類とともに、備中西商工会での確認印を受けてください。

3. Q&A

問	答
この申請における個人事業主の定義はなんですか？	事業を行う個人であって、主たる収入が給与・年金・不動産等でない方をさします。 「主たる収入」とは、年間の収入の半分以上を占める収入とします。ただし、不動産を事業として行っており、確定申告でも事業収入として計上している場合は、個人事業主として対象となる場合がありますので、ご相談ください。
主たる事業所とはなんですか？	本社機能を有する事業所とします。
矢掛町に住民票がありますが、町外で事業を行っています。対象になりますか？	矢掛町内に主たる事業所を有する事業者が対象のため、申請できません。
売上減少率は25%、今年の1月～6月の売上高と昨年同期を比較すると15万円減少していました。対象になりますか？	売上減少率と売上減少額がどちらも基準値以上であることが支給要件のため、対象になりません。
個人事業主は、小規模事業者のみに該当しますか？	中小企業者か小規模事業者かは、事業者規模の区分であり、法人・個人の別ではありません。よって、個人事業主でも一定規模以上の方は中小企業者となります。
テナント等を借りて営業している場合の取り扱いは？	主たる事業所が町内であれば対象となります。
町内で複数の事業所を所有している場合の扱いは？	対象は、町内で営業活動を行っている事業者（法人の代表者または個人事業者）です。事業所ごとの申請はできません。
令和2年4月2日以降に創業した場合は？	満3ヶ月平均で売上算出できず、特例措置の要件に該当しないため、対象となりません。
個人農業者は対象になりますか？	主たる収入が農業である事業者も、新型コロナウイルスの影響により売上が20%以上減少し、申告等の書類により客観的に交付要件の確認できる場合は対象となります。ただし、系統出荷の収入のみの農業者は対象となりません。 ※系統出荷…青果物の生産農家が農協組織を通じて出荷すること
基本給+歩合報酬制で働いています。対象になりますか？	確定申告上は出来高に応じた事業収入が計上されるものの、会社との間に基本的な雇用関係があり、最低賃金や基本給、社会保険等が保障されると考えられるため対象となりません。

3. Q&A

問	答
<p>定まった事業所を持たない個人事業主（フリーランス等）も対象になりますか。</p>	<p>確定申告書等、必要とする書類が揃えば申請が可能です。なお、確定申告書に屋号の記載がない場合は、開業届の写しが必要です。開業届の写しがない場合は、事業実態がわかるもの（業務請負契約書など）の書類の写しが必要となります。個別にご相談ください。</p>
<p>ひとつの屋号で、複数名の事業者がそれぞれ事業収入を申告をしています。この場合、それぞれに申請が可能ですか。</p>	<p>各人が事業収入を計上し、確定申告しているのであれば、それぞれに申請が可能です。</p>
<p>支援金の支給方法は？</p>	<p>申請後、審査を行い、指定口座に振り込みます。</p>
<p>この申請における売上高とは何を指しますか？</p>	<p>確定申告における「事業収入」を指します。</p>
<p>今回の支援金は課税の対象になりますか？</p>	<p>事業所得として課税の対象になります。</p>
<p>個人事業主でしたが、令和2年4月1日から法人になりました。この場合の減少率の計算はどうしたらいいですか？</p>	<p>法人になった4月と直近2ヶ月（この場合4月・5月・6月）の売上高の平均の値を用いて、計算を行ってください。計算式については、2ページの「事業継続期間が短く比較対象の売上高がない場合」をご参照ください。</p>
<p>収受印がある申告書類の控えを持っていません。どうしたらいいですか？</p>	<p>【確定申告書】 所轄税務署の窓口、もしくは郵送で個人情報開示請求を行い、再交付を受けてください。 手続き等の詳細については、所轄税務署にお問合せください。</p> <p>★国税庁ホームページ https://www.nta.go.jp/anout/disclosure/tetsuzuki-kojinjoho/03.htm</p> <p>【住民税申告書】 納税地の自治体にお問合せください。 矢掛町の場合は、町民課にて受付済みの住民税申告書のコピーをお渡しできます。</p>

3. Q&A

問	答
個人事業主で、屋号がありません。また、開業届も出してない場合は、どのような書類が必要ですか。	事業の実態を確認するため、確定申告書で屋号の確認ができない場合は、別途開業届の写しをご提出いただきますが、開業届を出していない場合は、業務委託契約書等をご提出ください。 業務委託契約書等を交わしていない場合は、金銭の流れが確認できる請求書や領収書や事業の実態が確認できる書類等をご提出いただきますので、事前に矢掛町産業観光課へご確認ください。
副業の事業収入が減少しました。対象になりますか。	主たる収入(全体の収入の半分以上)が給与・年金・不動産等である方の副業は対象になりません。
季節性収入(農業等)による事業のため、確定申告書では昨年分の年間事業収入のみが記載されます。計算方法や必要資料は？	季節性収入(農業等)による事業であり、年間の事業収入のみわかる場合は、昨年分の売上台帳等(任意の様式で可)を添付していただく必要があります。 減少率・減少額の計算は、昨年分の売上台帳等の月別売上高を用いて行ってください。
新型コロナウイルス感染症に伴う外出制限等の影響を受け、昨年分の確定申告をまだ行っていません。申請はできますか。	確定申告を行い、添付書類の用意が可能となってからご提出ください。なお、青色申告でない確定申告(通称 白色申告)もしくは住民税の申告で、令和2年7月1日以降に確定申告をした場合は、収支内訳書、もしくは、事業実態が確認できる書類を添付してください。
国や県等の補助金が事業収入に含まれています。計算の対象に含まれますか。	国や県等の補助金が事業収入に含まれている場合は、それらを除いた金額で計算してください。

【追加・修正履歴】

- 7月1日 申請・添付書類の説明を一部修正
- 7月3日 Q&A更新
- 7月9日 Q&A更新
- 8月13日 Q&A更新